

支 部 長 様
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

正確な勤務時間把握の徹底について

連日のとりくみに敬意を表します。

さて、文科省は、改正給特法の附帯決議にもとづき、改正給特法の効果を確認するための「教員勤務実態調査」を実施し、その結果によっては、給特法の枠組みを抜本的に見直すとしています。そのため、8月、10月、11月に教員勤務実態調査が実施されます。調査は「抽出」で行われるため、新高教本部は県教委に対し、県独自での調査を全県で実施すべきとし、要請を行っています。

19年12月に上限方針が策定されていますが、この間県教委から具体的な業務削減案の提示はなく、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策、GIGA スクールの前倒しによる研修・業務の増加など、およそ働き方改革とはかけ離れた勤務状況が続いています。また、業務削減がされない中で、記録上で上限45時間に納めるため、管理職や教育委員会による勤務時間記録の改ざんや虚偽記載などの違法行為が全国多くの単組から寄せられているとの報告もあります。

日教組は、勤務時間内に業務が終了する働き方をめざしており、その実現にむけた業務削減・定数改善を求めています。そのためにも、正確な勤務実態把握は学校の働き方改革のスタートラインであり、勤務時間把握が徹底されなければ、業務削減等のとりくみにもつながりません。

つきましては、正確な勤務時間把握の徹底にむけ、以下のとりくみをお願いいたします。

記

- 1 「真実の記録を！」正確な勤務時間管理をもとめる分会掲示ポスターの掲示。
- 2 分会会議等で「あなたの職場では、ルールが守られていますか」の視聴。
(ポスター内 QR コードから視聴可)
- 3 勤務時間の虚偽申告は業務削減等のとりくみにつながらなくなることから、分会、職場内で正確な勤務時間を申告するよう意思統一をはかる。
- 4 管理職へ、勤務時間の改ざんや虚偽記載は違法行為であることを認識させ、全教職員に対し、「正確な勤務時間の申告」を行うことを周知するよう要請する。
- 5 ご不明な点は担当（浅川）までお問い合わせください。

担当：法政部 浅川智之

電話：025-265-4151

FAX：025-231-1036

Mail：shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp